

## 記入者の方へ（委任状作成時の諸注意）

昨今、偽造した委任状により不正に証明書を取得しようとする事件が多く発生しています。つきましては、皆様の個人情報を守るため、委任状の審査をより厳格に行っております。

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

・代理人の本人確認を実地しています。住所、氏名、生年月日を確認できるもの（運転免許証等）を持参するようお伝えください。

・ボールペン、サインペン、万年筆など消えないもので記入してください（鉛筆等は不可）。

### 委任状の提出が必要な場合

<未熟児養育医療に係る申請の手続き>

児の扶養義務者（保護者）以外のかたが手続きをする場合

※保護者とは

児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護する者

# 委任状

（あて先）川口市長

年 月 日

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

（窓口に来る方）

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

上記の者を代理人として、次の権限を委任します。

委任する内容（権限）  該当する項目にチェックして下さい

未熟児養育医療の申請手続き

本人 住 所 川口市 \_\_\_\_\_

（委任する方）

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

\* 委任者本人による署名押印が必要です。

\* 内容等に不備不足もしくは疑義がある場合は、代理申請をお断りすることがあります。

\* 電話番号の欄には、本人と迅速に連絡が取れる番号を記入ください。本状に不明な点がある場合、本市の窓口担当者から確認のご連絡をさせていただくことがあります。

\* 委任状の偽造及び偽造した委任状の行使は犯罪であり、刑法第 159 条、第 161 条のより処罰されます。